多文化共生・人権プラザ　クラブ（サークル）会則（規約）

○○○○○クラブ（サークル）会則（規約）

名　称

第１条　　本会は、○○○○○クラブ（サークル）と称する。

目　的

第２条　　本会は、※※※※（サークルの内容）を学びながら、会員相互の親睦を図り、文化的教養を高め、多文化共生・人権プラザの趣旨に沿った自主的な活動を行うことを目的とする。

活動内容

第３条　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

活動場所

第４条　　本会は、□□□□□（例：多文化共生・人権プラザ等）を拠点に活動する。

組　織

第５条　　本会は、富田林市内在住、在勤、在学の者を持って構成し、所定の会費（運営費）を納入の上、名簿に登録された者（以下会員という）で構成する。

会　費

第６条　　会費は（例：有料か無料）とする。

運　営

第７条　　本会の運営には、全会員が主体的に一致協力してあたり、人権啓発の場としての多文化共生・人権プラザの活動にも積極的に協力するものとする。

役　員

第８条　　本会に次の役員をおく。

(1)　代表者（1 名）

名前（　　　　　　　　　）TEL（　　　　　　　　　　　　　）

住所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

会を代表し、会務を総括し、多文化共生・人権プラザ等の連絡・調整にあたる。

(2)　代表者補佐（1 名以上）

名前（　　　　　　　　　）　TEL（　　　　　　　　　　　　）

代表者を補佐し、代表者不在のときは、その職務を代行する。

補　足

第９条　本会の運営に必要な細則は、別に定める。

付　則　この会則は、　　年　　　月　　　日から施行する。